

日本共産党杉並区議会議員

## くすやま美紀(樟山みき)活動報告

2021. 12. 23 NO. 327

連絡先 荻窪5-15-19-704 電話 080-5531-8236  
区議会控室 3312-2111(内)2319 FAX 3312-2610



### 杉並区議会 全会派一致で ゼロカーボンシティ宣言を求める陳情を採択

#### ■「ゼロカーボンシティ」とは

・環境省は、「2050年にCO2（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしている。表明方法は、首長が定例記者会見やイベント、議会、報道機関へのプレスリリース等で表明、各地方自治体ホームページで表明。

・11月30日現在、40都道府県、295市、14特別区、1119町、24村が表明。

※都内のゼロカーボンシティ宣言自治体は以下のとおりです。

葛飾、世田谷、豊島、足立、港、中央、新宿、荒川、北、江東、墨田、中野、杉並、千代田（14区）多摩、武蔵野、調布、国立、狛江、府中（6市）利島（1村）

杉並区議会第四回定例会で、杉並区にゼロカーボンシティ宣言を求める陳情が採択されました。

#### 温暖化対策・気候危機打開は一刻も猶予ならない事態

陳情は「ゼロカーボンシティ杉並の会」などから提出されていたもので、11月24日の都市環境委員会（野垣あきこ委員）で審査されました。審査にあたり、二人の陳情者が陳情提出の趣旨を説明。地球温暖化対策や気候危機打開は一刻も猶予ならない事態であり、自治体の宣言は必要不可欠だと訴えました。



11月6日、COP26の開催に合わせ、日本の政府企業にまず脱石炭を求めるための「Global Day of Action（日本語名：世界気候アクション1106）」が世界同日で開催されました。

日本共産党杉並区議団も呼びかけに応え、区役所前でアピールしました。

#### 杉並区も「ゼロカーボンシティ」に名を連ねる

こうした動きと前後して、杉並区がゼロカーボンシティ宣言を行った自治体に名前を連ねたことがわかりました。

区は、新たな総合計画案に「2050年ゼロカーボンシティを目指します」と明記。議会でも区長が発言したことが、環境省に認定されたものです。

野垣委員は、2050年カーボンゼロに向けて自治体が役割を発揮することが求められており、陳情者の思いに大いに賛同すると意見を述べ、採択すべきと主張。採決の結果、全会派一致で採択されました。

お困りごと・ご相談は、お気軽に上記連絡先まで、お電話ください

# 「杉並区議会基本条例」素案ができました パブリックコメントを実施します

(条例素案より一部抜粋)

## (区民との関係)

**第8条** 議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

## (区民意見の反映)

**第11条** 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による補足説明の機会を設けることができます。

2 議会は、第8条の規定による区民の意見の把握が不十分である場合等、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとします。

## 議会基本条例策定に向けたスケジュール

- 1月1日～31日 素案に対するパブリックコメント実施
- 2月 パブリックコメントの集約・修正の検討
- 3月 パブリックコメントの結果公表 条例案確定  
第一回定例会本会議 議案提出 → 採決
- 4月 議会基本条例施行

杉並区議会は、議会及び議員の責任と役割を明確にするために、議会改革特別委員会で「杉並区議会基本条例」の制定に向けた検討を進めてきました。今月初め、条例の素案が完成し、2022年1月1日～31日の期間で、区民意見の募集（パブリックコメント）を実施します。

素案の概要、区民意見募集の方法等については、1月1日号の「広報すぎなみ」及び「議会だより」に掲載されます。素案全文については、1月1日以降、区議会ホームページ、議会事務局窓口で閲覧できます。ぜひ、「ご意見をお寄せください」。

## 子育て世帯への臨時特別給付金

# 杉並区は10万円を現金で一括支給

子育て世帯への臨時特別給付金について、杉並区は、先行給付金（5万円）と、クーポン相当分（5万円）を現金で一括支給します。

支給方法をめぐって、岸田政権が考え方を二転三転させ批判を招きましたが、区市町村の実情に応じ、現金支給も可能としたことを受け、杉並区は現金一括給付としました。

都内62区市町村では、現金一括給付が37自治体、5万円ずつ分割給付が25自治体で、全ての自治体が現金で給付する準備を進めています。

## 臨時特別給付金の概要

【対象】平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育し、かつ令和2年の所得が児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満の方

【支給金額】対象児童1人当たり10万円（先行給付金、クーポン相当分）

【支給方法】9月分児童手当（本則給付）を区から受給している方は、申請不要で12月27日頃に児童手当受給口座へ支給予定。

■ 高校生相当のお子さんもいる場合は、原則、併せて支給します。ただし、居住の状況等により、申請が必要となる場合があります。上記以外の方は、原則、申請が必要です。1月上旬以降に送付する申請方法等のご案内をご覧ください。

■ 配偶者からの暴力を理由に避難している方や離婚（協議中を含む）により配偶者と別居している方は、ご自身が受給できる場合がありますので、早めに区にご相談ください。

【連絡先】子ども家庭部管理課子ども医療・手当係 電話：03-3312-2111（代表）